

12月19日(日)は旭市議会一般選挙の投票日です

①入場
事前に届いた入場整理券を持参しましょう。検温と手指の消毒に協力してください。

②受付・名簿対照
係員に入場整理券を渡し、本人確認を受けます。入場整理券を忘れても、本人であることが確認できれば投票できます。

③投票用紙の交付
投票用紙を受け取り、投票記載所へ移動します。

④投票記載所
候補者の氏名を記入します。

⑤投票
投票箱に入れて終了です。



選挙の質問に答えます

Q. 用事があって投票日に選挙に行けません。

A. 12月18日(土)まで期日前投票を行っています。時間は午前8時30分から午後8時までで、場所は旭市役所、海上公民館、旭市保健センター(旧飯岡保健センター)、ひかた市民センターです。入場整理券の裏面にある宣誓書に必要事項を記入し、持参してください。

Q. 誰に投票すればいいかわかりません。

A. 各立候補者の主張や公約、重視する政策などは「選挙公報」に載っています。自分の考えに最も近い人や、自分の関心が高い事柄に力を入れている人を探してみましょう。



市ホームページ

選挙公報は市役所などの市の施設に置いてあるほか、市ホームページからも見ることができます。

Q. 選挙に行かないとどうなるの？

A. 選挙権を持つ人のうち、実際に投票した人の割合を「投票率」といいます。投票率は全国的にも年々低下傾向にあり、特に若い世代の投票率が低くなっています。

若者が投票に行かないと生じる問題の一つに、政治に対する若者の存在感が低下してしまうことが挙げられます。そうなると若者の声や意見が届かず、政治に十分に反映されなくなる可能性があります。若者がもっと投票に行けば、これまで以上に、若者に目を向けた政策が打ち出されるようになるかもしれません。

「こんな旭市になってほしい」「こんな制度を充実してほしい」など、市政に対する私たちの意見を代表して届けてくれる、市議会議員を決める選挙です。棄権せずに投票しましょう。

選挙の日程

投票日

日時／12月19日(日) 午前7時～午後8時

場所／入場整理券に記載された投票所

開票

日時／12月19日(日) 午後9時～

場所／総合体育館

投票できる人

平成15年12月20日以前に生まれ日本国籍を有する人で、次の

- ① 生まれからずっと旭市に住んでいる
- ② 今年9月11日までに旭市に転入の届け出をして、3か月以上住んでいる

※投票日(期日前投票を含む)までに市外へ転出した人は投票できません。

感染症対策にご協力を

- マスクを着用しましょう。
- 投票所の入口で、検温や手指の消毒を行います。
- 持参した鉛筆やシャープペンシルを使用できます。
- 早めに期日前投票を行い、混雑を避けましょう。

問い合わせ先

旭市選挙管理委員会(総務課庶務行政班内)

☎ 62・5310